

杉並区集合住宅における廃棄物の保管場所 の設置及び集積所の利用に関する指導要綱

平成 14 年 6 月 6 日

杉環清発第 73 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、杉並区内における共同住宅、独身寮、寄宿舍及び長屋（以下「集合住宅」という。）における廃棄物の保管場所の設置及び集積所の適正な利用を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

(対象)

第 2 条 この要綱の対象は、延べ床面積が 1,000 平方メートル未満の集合住宅とし、他の用途（事務所、店舗等）を併用する場合も含むものとする。

(用語の定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築主等 集合住宅の建築主、設計者又は工事施工者をいう。
- (2) 所有者等 集合住宅の所有者（区分所有者を含む。）及び所有者から委託を受け管理する者をいう。

(事前協議)

第 4 条 建築主等は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づく確認の申請書の提出又は計画通知の前に、当該建築物にかかる廃棄物の保管場所の設置及び集積所の利用について、あらかじめ区長に申し出て協議するものとする。

2 前項の協議は、協議書（第 1 号様式）により行うものとする。

3 協議書には、次に掲げる設計図書を添付するものとする。設計図書の縮尺は、原則百分の一とすること。

- (1) 配置図・案内図（保管場所の位置を表示すること。）
- (2) 各階平面図

(廃棄物の保管場所の設置基準)

第 5 条 前条に基づく廃棄物の保管場所の設置基準は、杉並区大規模建築物の保管場所等の設置基準（平成 14 年 5 月 22 日杉環清発第 59 号）を準用する。

(所有者等の責務)

第 6 条 所有者等は、当該建築物から排出される廃棄物の現況を把握し、居住者に対する廃棄物の適正な排出ルールの周知徹底に努めなければならない。

2 前項の排出ルールの周知徹底のため所有者等は、廃棄物の排出及び保管場所の使用について、杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成11年杉並区条例第37号）の趣旨に則り、当該保管場所の使用規則を定めるものとする。

3 前項の使用規則は、以下の事項について定める。

- (1) 保管場所へのごみ・資源物の排出日及び時間
- (2) ごみ集積所への容器若しくはごみ袋等の持ち出し方法
- (3) 保管場所管理責任者

4 所有者等は、当該建築物の廃棄物の収集を開始するにあたり、清掃事務所長（方南支所担当課長が担当する区域においては方南支所担当課長。）へ収集開始届（第2号様式）を提出するものとする。

（居住者の責務）

第7条 居住者は、廃棄物の適正な排出ルールを遵守し、近隣住民とともに良好な住環境の調和を図るよう努めなければならない。

（協議の要請）

第8条 区長は、集合住宅の廃棄物の排出について必要と認めるときは、所有者、居住者及び近隣住民に対し協議を要請することができる。

（宅地建物取引業者への協力依頼）

第9条 区長は、宅地建物取引業者に対し、新規入居者及び居住者に対する廃棄物の適正な排出ルールの周知について協力を依頼することができる。

（指導）

第10条 区長は、この要綱に基づき、当該建築物の所有者等及び居住者に対する指導を行うことができる。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

附 則（平成16年11月4日16杉並第57850号）

この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成20年3月28日19杉並第86660号）

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成28年3月14日27杉並第63987号）

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

様式 略